

平成19年度

事業報告書

財団法人 日本自転車振興会

目 次

本財団の概要	1
1 事業内容	1
2 主たる事務所及び従たる事務所の所在地	1
3 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴	2
4 職員数	2
5 沿革	3
6 評議員会の構成員の氏名	3
当該事業年度における事業及び当該事業年度開始の日前に開始した各事業年度のうち必要と認められる事業年度における事業の実施状況	4
1 競輪の活性化の実現	4
2 効果的な広報事業の展開	8
3 競輪事業の経営基盤の強化・確立	9
4 競輪事業システムの再構築	10
5 本財団の構造改革の推進	10
6 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録	11
7 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定	11
8 競輪の実施方法を定めることに関する事業	12
9 選手の出場あっせん等	13
10 審判員、選手等の養成及び訓練	13
11 表彰	14
12 自転車その他機械に関する事業の振興のための事業の補助	16
13 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業の補助	17
14 補助事業内容の公表及び評価の実施	18
15 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究等	18
16 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝	18
17 交付金の受入	20
18 その他必要な業務	20

この「平成19年度事業報告書」は、競輪振興法人として指定を受けた財団法人日本自転車振興会の平成19年10月1日から平成20年3月31日までの事業の実施状況を基本とします。ただし、事業の継続性がある等によって、年度単位の方が説明上わかりやすい場合（補助事業等）については、平成19年4月1日からの年度内の実施状況を記載するものとします。

平成19年度事業報告書

本財団の概要

1 事業内容

競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、競輪の振興のため必要な業務を行い、併せて、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図り、もって社会・文化の向上発展に寄与する目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (2) 検車員、先頭固定競走の先頭誘導選手及び競輪に使用する自転車の部品の認定を行うこと。
- (3) 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他の競輪の実施方法を定めること。
- (4) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (5) 審判員、選手その他競輪の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (6) 開催執務員及び選手の褒章を行うこと。
- (7) 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (8) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (9) 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整を行うこと。
- (10) 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝を行うこと。
- (11) 自転車競技法第16条第1項各号の規定による交付金の受入れを行うこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

2 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所

〒102 - 8011 東京都千代田区六番町4番地6

(2) 従たる事務所

(日本競輪学校) 〒410 - 2402 静岡県伊豆市大野1827番地

3 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴(平成20年3月31日現在)

役職	定数	氏名	任期	経歴
会長	1人	下重 暁子	H19.8.23 ~H21.3.31	作家
副会長	1人	石黒 正大	H19.8.23 ~H21.3.31	東京ガス(株) 副社長執行役員 中小企業庁長官(最終官職)
専務理事	1人	石黒 正大 (兼任)	H19.8.23 ~H21.3.31	
理事	6人以上 10人以内	久能木 慶治	H19.10.1 ~H21.3.31	原子力安全基盤機構 総務部長(出向) (最終官職)
		平柳 豊	H19.10.1 ~H21.3.31	日本自転車振興会 機械工業振興部長
		奥村 康志	H19.10.1 ~H21.3.31	日本自転車振興会 業務部次長
		倉升 善徳	H19.8.23 ~H21.3.31	(財)車両情報センター システム運用部長
		猪野 積	H19.10.1 ~H21.3.31	(財)地域総合整備財団 常務理事 自治省消防庁審議官 (最終官職)
監事	2人以内	大原 薫	H19.10.1 ~H21.3.31	埼玉県土地開発公社 理事長
		磯部 正昭 (非常勤)	H19.10.1 ~H21.3.31	公認会計士

4 職員数

209名(出向者、嘱託等を除いて153名)(平成20年3月31日現在)

5 沿革

昭和 23 年 11 月	自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）に基づき、（社）自転車振興会連合会（日本自転車振興会の前身）設立 第 1 回小倉市営小倉競輪開催 - 競輪の発祥
昭和 25 年 9 月	日本サイクリストセンター（日本競輪学校の前身）設置
昭和 32 年 10 月	日本自転車振興会設立。車券の売上金の一部は、機械工業等の振興資金として日本自転車振興会に交付されることになった。
昭和 37 年 4 月	自転車競技法の一部を改正する法律（昭和 37 年法律第 84 号）が施行され、車券の売上金の一部は、機械工業及び公益事業等の振興資金として日本自転車振興会に交付されることになった。
昭和 43 年 7 月	日本競輪学校が修善寺（現在地）に移転開校
平成 14 年 4 月	自転車競技法の一部改正により、日本自転車振興会に対する交付金の算定に係る売上区分の見直し（平成 14 年 4 月施行）、交付金の猶予・減免の特例制度の新設（平成 14 年 10 月施行）、競輪関係事務の私人等への委託の解禁（平成 15 年 4 月施行）等が行われることになった。
平成 19 年 8 月	財団法人日本競輪財団発足
平成 19 年 9 月	財団法人日本競輪財団が競輪振興法人としての指定を受ける。
平成 19 年 10 月	自転車競技法の一部改正により、特殊法人日本自転車振興会は解散。財団法人日本競輪財団が財団法人日本自転車振興会に名称を変更し、特殊法人日本自転車振興会の業務等を承継
平成 20 年 3 月	「行政改革の重要方針」に基づき、平成 20 年 3 月 28 日付で財団法人日本自転車振興会が小型自動車競走振興法人の指定を受ける。
平成 20 年 4 月	財団法人日本自転車振興会が競輪関係業務とオートレース関係業務の両方を行う法人として財団法人 J K A へ名称を変更

6 評議員会の構成員の氏名（平成 20 年 3 月 31 日現在）

有馬真喜子	（N）ユニフェム日本国内委員会理事長
安西 孝之	（財）日本体育協会名誉会長（昭和エンジニアリング（株）特別顧問）
石黒 克巳	（株）毎日ビルディング代表取締役社長
大蔵 律子	平塚市長
島野 喜三	（社）自転車協会理事長（（株）シマノ代表取締役会長）
白鳥 正樹	横浜国立大学名誉教授

竹田 恆和 (財)日本オリンピック委員会会長
堀田 力 (財)さわやか福祉財団理事長
米長 邦雄 (社)日本将棋連盟会長

当該事業年度における事業及び当該事業年度開始の前日に開始した各事業年度の うち必要と認められる事業年度における事業の実施状況

1 競輪の活性化の実現

(1) 番組等競技関連諸制度への取り組み

開催体系等の改善

ア．開催体系の見直し

G・G について、平成 20 年度から新たに S S カップみのり (G) を新設するとともに、平成 21 年度から S S シリーズ風光る (G) を新設し、共同通信社杯 (G) については 2 開催とすることとし、これまでのふるさとダービー 3 開催については廃止することとした。

イ．F・F 開催の見直し

F・F 開催の 12 レース制における競走得点については、平成 20 年 1 月より最終日に重点を置いた得点配分を緩和し、中途欠場防止の方策として平成 20 年 4 月から賞金との連動を図った。

また、地元選手中心のあっせん等施行者の要望に対し積極的に協力を行った。

ウ．S 級 S 班の創設

平成 20 年 1 月より S 級 1 班の上位に S 級 S 班を創設し、脚力、賞金獲得額上位の選手に対して、年間出場計画、オフ期間の設定を与えるなど出場環境を整えるとともに、関連制度の見直しを行った。

エ．わかりやすさに向けた改善

平成 20 年 1 月より全場・全グレードにおける個人上がりタイムの公表を実施した。

また、平成 20 年 1 月から実施する 12 レース制の F・F 開催における競走得点について、よりの確な脚力評価となるよう見直しを行った。

競技運営の円滑化

ア．ルール等の見直し

「審判の要領」の改正に向けて改善研究会を実施し、審判業務の実施方法等について運用実態を踏まえた見直しを行った。

また、制裁制度 (担保措置) について中央判定調整会議幹事会において検討を行い、平成 20 年度実施を目途とした違反点累積による制裁制度の見直

し案について合意した。

イ．先頭誘導選手のスピードアップ

ファンの意見等を踏まえ、現行の標準誘導タイムの厳格な運用を図ることとし、平成 20 年 4 月以降、日本自転車競技会から本財団に報告される全レースの誘導タイム実績を基に、適正にレースが実施されているかを確認することとした。

ウ．上位選手の欠場の抑止

S 級 S 班に G・G の優先出場権を付与するとともに、あっせん希望を認めることにより計画的に競輪開催出場に対する調整を行えるようにして欠場防止を図った。

(2) マーケットの拡大

競輪のイメージ・認知度の向上

ア．オリンピックとのタイアップ

日本テレビ系列全国ネットで特別番組「打鐘！北京への道」(12月4日)及び日本テレビでレギュラー番組「THE Moments 北京へと続く瞬間」の放映をはじめ、各種広報宣伝活動を通じ JOC コンポジットエンブレムを露出することにより、KEIRIN とオリンピックとの深い関わりを広くアピールした。

イ．協賛競輪への協力

「2008 年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪」の PR については、平成 19 年 11 月、平成 20 年 1～3 月に開催される当該競輪の開催告知入りポスターを作成し、全国の競輪場等に配布するとともに、一般紙(朝日、読売)についてもポスターのデザインを用いた開催告知入りの広告を掲載した。

また、同協賛競輪のあっせんについては、施行者の要望に対し積極的に協力を行った。

なお、合計 12 日間、129 レースが開催され、車券売上額は 7,659,604,700 円であった。

ウ．国際競輪の実施及び外国人選手の参加機会の拡大

平成 20 年度の国際競輪については、短期登録選手制度の導入を念頭において、その実施方法等について国際競輪レース実施委員会・同幹事会において検討を行った。

エ．新たなマーケットの開拓

新たなマーケットの開拓に向けた取り組みとして、250mバンクの設置に関する調査研究を引き続き進めることとし、設置場所、利用計画、経費見込み等、設置に関する基本計画を検討するとともに、トラック世界選手権大会、

ワールドカップ等、国際大会誘致を見据えた設置時期についての調査・研究を行った。

販売拠点の拡大等

ア．場外車券売場の設置推進

場外車券売場設置については、新たに2場が開設され、1場が前売専用から専用場外となった。これにより、平成20年3月末現在の専用場外車券売場は55カ所（前売専用場外7カ所含む）となった。

開設及び移転した場外車券売場は、以下のとおりである。

サテライトきもつき（鹿児島県肝属郡肝付町：平成19年12月6日開設）

サテライト鴨島（徳島県吉野川市：平成20年2月8日専用場外としてリニューアルオープン）

サテライト阿久根（鹿児島県阿久根市：平成20年3月13日開設）

イ．場外車券売場の活性化事業支援

新設された場外車券売場のうちサテライトきもつき、サテライト阿久根及び前売専用から専用場外に変更したサテライト鴨島に対して投票業務用機器の導入等を引き続き（財）日本自転車普及協会と協力して支援した。

販売ツールの拡大

ア．車券購入の利便性向上

「KEIRIN.JP」オープン後に寄せられた利用者の要望や運用上改善が必要な点を集約し、平成19年12月より順次、投票履歴情報の拡充や検索システムの強化などを実現し、利便性向上を図るための開発を推進した。

インターネット投票認証ID・パスワードを忘れた場合に、サイクルテレホン事務センターに連絡せずとも、「KEIRIN.JP」の画面上で事前の登録情報を利用して本人確認を行い、ID・パスワードを即時に通知できるようにした。

同一の組番で複数の競輪場・複数レースを一度に投票できるようにした。

投票に関するヘルプ及びガイド画面が散在していたのを統合し、利用者の操作に沿ったヘルプ画面とすることにより操作方法を一元的に確認できるようにした。

出走表に「S回数」及び「H回数」を追加し、車券購入の参考となるデータの拡充を行った。

競輪ネットバンクサービスの加入画面における入力項目を少なくし、新規加入希望者の操作負荷を減らした。

イ．前日投票の推進

関係団体と検討を進めた結果、平成 20 年 3 月から前日発売を先行実施した。これにより、G 以上の開催（ナイターを除く）の後半 4 レースについて、レース前日の 18 時 30 分から 21 時まで電話投票（ARS 方式・インターネット方式）により車券を購入することが可能となった。

ウ．新たな投票システムの研究

（財）車両情報センターと協力して競輪場及び場外車券売場のトータルゼータシステムについて最適化を図るため、システムの融合化を目指す案を協議した。

また、本件について関係団体の合意形成をすべく、諸調整を実施した。

(3) 自転車競技の裾野拡大と選手の育成

自転車競技の普及啓発とジュニア層の拡大

（財）日本サイクルスポーツセンターと連携・協力し、自転車貸与事業を積極的に行い、地域の自転車環境の整備に努めた。また、各地区の愛好会活動の現状把握のため、視察を行い、各愛好会担当者との意見交換等を行うとともに、指導者育成に向けた講習会を実施した。

実施状況については以下のとおりである。

〔巡回講習会の実施〕

中部地区（12/2：富山）

北日本地区（12/9：宮城県大和町）

南関東地区（1/16：静岡）

四国地区（2/23：高松）

〔指導者講習会〕

日本サイクルスポーツセンター（10/20,21）

スター選手の発掘・育成に向けた取り組み

競輪学校第 97 回生徒募集に際し、各種スポーツ雑誌や青年誌に生徒募集広告を掲載するとともに、各地の愛好会担当者及び選手会支部等と協力し自転車競技部がある学校及びスポーツ強豪校の大学及び高校に対し募集案内の送付を行った。

また、プロ野球、Jリーグなどプロスポーツのセカンドキャリア部門や各種スポーツ統括団体に協力要請を行い、幅広い分野への周知活動を行った。

加えて、周知活動がより活発に行える一助となるよう、新たな入学試験案内を作成した。

競輪学校教育プログラムの改革については、優秀な生徒については、早期の卒業を可能とする制度を 93 回生より導入した。

世界を目指すトップ選手の強化事業への協力

平成 19 年 12 月にオーストラリアタスマニア島で行われた大会に在校中の

94 回生 1 名の生徒を派遣し、(財)日本自転車競技連盟の活動に積極的に協力した。また、ナショナルチーム監督であるフレデリック・マニエ氏ともトレーニング方法についての情報交換を行った。

ナショナル・トレーニングセンターの整備については、設置場所の選定等及び運用経費の財源について検討を行った。

2 効果的な広報事業の展開

(1) メジャー感の醸成

日本テレビ系列全国ネットで特別番組「打鐘！北京への道」(12月4日)及び日本テレビでレギュラー番組「THE Moments 北京へと続く瞬間」等メジャー局での露出機会拡大に努めた。また、競輪ブランドの向上を目的としたイメージアップ新ＣＦ「9 ways」を制作し放映した。

また、「2008年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪」の開催にあたっては、一般紙(朝日・読売)を活用したPRを行った。

(2) 情報提供の充実

出走表の拡充

全国のスポーツ紙を対象に、F (後半6個レース)について43競輪場の86節(1競輪場につき4割程度/年度の節数のうち、10月～3月開催での実施分)の出走表を掲載し、情報提供の充実を図った。

G・GのPRの拡充

地上波におけるテレビ中継時間の拡大及び経費の効率化を目的として、開催全日における独立U13局2時間枠の年間一括契約を行い実施した(一部の開催除く)。また、スポーツ新聞での記事拡充(開催期間中、関東6紙、中部1紙、関西5紙、九州5紙において、GP・Gは編集面全ページカラー化、Gは編集面12段以上カラー化)を行った。

(3) 補助事業のPR

「Ring! Ring! プロジェクト」と銘打ったPRキャンペーンを実施した。具体的には10～12月に全国ネットのテレビ番組の提供を行い、補助事業PRを展開した。

3 競輪事業の経営基盤の強化・確立

(1) 経営改善プラン等調査研究事業

競輪事業の経営分析力強化や経営安定化に資するベンチマークを策定するため、平成18年から経営のシンクタンクを交え、関係団体(経済産業省車両課・(社)全国競輪施行者協議会・(財)日本自転車普及協会)と継続して協議を行った。平成19年12月に競輪経営改善プラン報告書〔第1部：経営に関するベンチマー

クの策定、第2部：各種事業に対するケーススタディ～）が完成して各施行者に周知した。

また、競輪場（12場）及び競輪場近隣繁華街（4ヶ所）において定点観測調査を実施し、競輪顧客の年齢、職業等の基本属性や競輪活動実態について、意識や行動の変化を調査した。

(2) 交付金還付の実施

改正自転車競技法の施行により実施する特定活性化事業に対する交付金の還付制度について、還付に係る所定の事務を遂行した。

(3) 施行者努力への施策反映

広報助成

地上波テレビでの競輪情報番組の放映や複数の施行者による協業PR事業等、施行者の行う先駆的なPR事業、10事業18施行者に対し助成した。

実施競輪場及び事業概要については、以下のとおりである。

広島・玉野・防府（テレビ番組制作放送「中野浩一のKファン」）

函館・松戸・川崎・平塚・京王閣・四日市・小倉（ナイター紙面掲載「夕刊フジ」）

川崎・花月園・平塚・小田原（テレビ番組制作放送「めざせ！競輪キング」）

別府（「別府競輪ライブ中継」事業）

小倉（テレビ番組「ブッチのリンリンパラダイス」制作・放映）

向日町（「初心者観戦ツアー」「街頭キャンペーン」「京都駅PRキャンペーン」事業）

宇都宮（「とちぎテレビ宇都宮競輪実況中継及びレースダイジェスト放送」事業）

福井（「レース映像インターネット配信（ホームページリニューアル）」事業）

岸和田（「独立U局地上波競輪情報番組放送」事業）

青森（「ラジオ放送・テレビ中継・情報誌掲載」事業）

活性化助成

各競輪場が行うF・F競輪の活性化事業については、（財）日本自転車普及協会と協力して全国の施行者からモデル事業を募り、その中から売上向上・来場促進への効果が期待できる事業を選定し、その具現化に向けた取り組みを行った。

その結果、平成19年度においては、全国14場において活性化事業を実施した。

実施競輪場及び事業概要については、以下のとおりである。

函館（場内イベント等来場意欲促進事業）
 青森（緑と花の日曜祭イベント実施事業）
 弥彦（すびRits オフィシャルファンクラブ運営事業）
 取手（サイクルアートプロジェクト事業 サードステージ）
 京王閣（オーヴァルの湯（足湯）・もっとオスンジャー事業）
 松戸（場内イベント事業 マスコットガール「LIKI・LIKI」及び女子競輪チーム「LOVE9」）
 四日市（ファン来場促進事業 B b エンジェルのイベント）
 京都向日町（地元学生等による場内イベント・和風くつろぎ空間の創設・京都らしさを演出する場内装飾事業）
 小倉・久留米・武雄・佐世保（4場協業によるファンイベント事業）
 佐世保（ファン参加型イベント事業 夏祭り・トップ君祭り）
 別府（ファン感謝デー事業）
 熊本（熊本築城記念事業・ウッドデッキ日除け用対策トラスト工事）

4 競輪事業システムの再構築

(1) 新たな競輪事業システムの構築

競輪業務の効率化、運用経費の更なる削減を図るため、競輪事業システム（V I S）再構築フェーズ2の一環として「開催管理システム」の機能向上を図るとともに、売上・利用者数や競技情報等、既存のデータベースを利用しながら使用目的に合った帳票を柔軟に作成できる「競輪情報検索システム」を（財）車両情報センターと協力して構築し、平成19年10月より稼働した。

(2) あっせん通知の電子メール化

あっせん通知の電子メール化に伴いあっせん手続きに支障がないよう全選手に対し周知啓蒙のチラシを送付するとともに、選手会全支部での説明会を実施し、平成19年10月より、あっせん通知の電子メール化を行った。

5 本財団の構造改革の推進

「競輪事業とオートレース事業は指定を受けた1つの公益法人が承継する。」と定めた「行政改革の重要方針」に基づき、平成20年3月28日付で本財団が小型自動車競走振興法人の指定を受け、同年4月より競輪関係業務とオートレース関係業務の両方を行う法人となるための大幅な組織変更を行った。

6 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

(1) 審判員

登録については、新たに申請のあった者に対して学力（自転車競技法及び自転

車競技法施行 規則、競輪審判員・選手及び自転車登録規則、審判の要領等の審判員として必要な事項)、技能(特殊能検査、反応時間検査)及び人物検定(審判員としての心得等)による登録検定を実施し、合格した16名を登録した。

登録の消除については、6名の登録を消除した。

(平成20年3月31日現在の登録審判員数 824名)

(2) 選手

登録については、身体検査(身体検査合格基準)、学力検査(自転車競技法及び自転車競技法施行規則、競輪審判員・選手及び自転車登録規則、自転車競走競技規則例、自転車の構造及び機能に関する理論等の選手として必要な事項)、技能検定(200、1,000メートル独走タイム、走行技能、自転車の整備技能)及び人物検定(競輪選手としての適格性の有無)による資格検定に合格した第93回生71名を登録した。また上記の資格検定を第94回生76名に対し実施した。

登録更新(2年更新)については、申請のあった選手481名の登録を更新した。

登録の消除については、90名の登録を消除した。

(平成20年3月31日現在の登録選手数 3,514名)

(3) 自転車

登録更新(3年更新)については、申請のあった「ばらもん」「ジオラマ」をはじめとして4件に対して「競走車安全基準」に基づいて審査を行い、登録更新した。

登録の消除については、1件(「ビバロ」)の登録を消除した。更に代表者の変更等による登録証記載事項の変更等にも随時対応した。

(平成20年3月31日現在の登録自転車製造業者数 33)

7 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

(1) 検車員の認定

認定については、新たに申請のあった者に対して身体検査(身体検査格基準)、学力検査(競輪に関する法令に関する知識、自転車の検査に関する諸規則に関する知識・自転車の構造及び機能に関する知識等検車に必要な事項)及び技能検定(自転車の完成検査、自転車の分解及び組立、自転車の点検及び調整等)による認定試験を実施し、合格した6名を検車員に認定した。

また、12名の認定を取り消した。

(平成20年3月31日現在の認定検車員数 879名)

(2) 先頭誘導選手の認定

自転車競技会が推薦した選手について、88名を新たに認定するとともに、455名の認定の更新と129名の認定の取消を行った。

(平成20年3月31日現在の先頭誘導選手数 2,657名)

(3) 審判員の級別認定

3泊4日を1単位とする基幹審判員講習会を3単位受講した修了者2名をB級審判員に、新たに審判員登録した16名の審判員をC級審判員に、それぞれ認定した。

(平成20年3月31日現在のA級審判員数 242名、B級審判員数 385名、C級審判員数 197名)

(4) 競走車部品の認定

競走車部品の認定については、仕様追加等による認定証の記載事項の変更に随時対応した。

(平成20年3月31日現在の認定部品数 174件)

8 競輪の実施方法を定めることに関する事業

(1) 競輪開催業務の改善・充実

適正・円滑な競技運営を期するため、部門別に自転車競技会実務担当者との連絡会議を次のとおり行った。

審判業務

財団法人化に伴う「審判の要領」の改訂にあたり、審判部門改善研究会を実施し、主として業務の実施方法及び執務の要領の見直しについて検討を行った。

また、競技規則及び判定基準の主旨、内容等に関する周知徹底並びに判定の統一を主眼として地区別審判長会議を実施し、中央判定調整会議幹事会における審議事例及び開催現場から報告された特異事例について、レース映像をもとに判定基準の適用の確認等を行った。

選手管理業務

選手管理業務の適正・円滑な実施を図るため、必要に応じてG・G開催場において選手管理委員と事前打ち合わせを実施した。

また、競輪選手の出場に関する約款の運用等、選手管理業務がより適正に行われるよう、随時、約款の解釈(食中毒、台風等開催中止、出場選手契約解除等)についての指導を行った。

番組編成業務

G・Gにおいて番組の勝ち上がり、申し合わせ等に関し番組編成委員と事前打ち合わせを行うとともに、開催現場において万全を期した。また、全あっせんに対して選手同士の組合せにおける脚力バランスを勘案した均等割りやグレードレース開催時における全国発売を考慮した組合せとすることなど、興味ある番組編成を提供するため、番組編成部門中央講習会、番組編成部門改善研究会等を通じて周知した。

検車業務

検車業務の適正・円滑な実施を図るため、検車部門改善研究会を実施すると

ともに、必要に応じてG・G開催場における検車委員との打ち合わせを行った。また、競走車部品の認定取消し等の認定手続き、取り扱い等について周知徹底を図った。

(2) その他

所持品検査の実施について

携帯電話機及びパソコン等情報通信機器に関する管理体制のさらなる強化を受けて、合計3箇所の競輪場において、前検日に抜き打ちで所持品検査を実施するよう指導した。

パソコン等情報通信機器に関する周知・強化

パソコン等電子機器の外部通信機器の性能・向上については、その技術が日進月歩であることに鑑み、選手管理区域内への持込に関する機器等について改めて内容精査を行い、現場周知の徹底を図った。

9 選手の出場あっせん等

(1) 選手の出場あっせん

円滑な競技運営と競輪選手の適正な出場条件の確保を勘案して、延べS級10,782名、A級36,153名、合計46,935名の出場あっせんを行った。

(2) 選手の級班決定

選手の級班については、16,029レース行われた競走の中で各選手が取得する、1着から9着に付与される競走得点に関し、審査期(6ヶ月間)における各選手の付与状況を把握するとともに、競走中における身体損傷等を事象ごとに精査し、特例適用の有無を級班決定特例審査委員会において審議し、最終的に級班を決定する評価点を算出することにより審査期における級班を決定した。

10 審判員、選手等の養成及び訓練

(1) 開催執務員の養成及び訓練

訓練については、次代の審判委員(審判長・副審判長)育成のため、3泊4日を1単位とする基幹審判員講習会を1回、審判員2名に対して実施した。

(2) 選手の養成及び訓練

養成については、日本競輪学校において、適正な競技技能、関連法規等の習熟及び教養教育を主眼とした教育を実施し、平成18年11月27日に入学した第93回生徒73名が、自転車実技1,259時限、自転車の整備技術50時限、体育52時限、学科(関係法規、競輪選手として必要な知識、職業倫理並びにスポーツの科学的理論等)393時限の教育内容を修了し、平成19年10月19日に卒業した。

また、平成19年5月22日に入学した第94回生徒76名に対し、自転車実技1,206時限、自転車の整備技術50時限、体育52時限、学科(関係法規、競輪選

手として必要な知識、職業倫理並びにスポーツの科学的理論等) 409 時限の教育内容を修了し、平成 20 年 3 月 28 日に卒業した。

生徒の募集は、第 96 回及び第 97 回生徒の募集を実施した。第 96 回生徒の一般試験については、7 月 31 日から 9 月 4 日の間に応募を募り、416 名(技能 290 名、適性 126 名)の応募者を受け付け、第 1 次試験の適性試験を 10 月 11 日に、技能試験を 10 月 9 日に、11 月 12 日から 15 日の間に第 2 次試験を実施し(なお、11 月 15 日の 1,000m 走行試験において、事故により 1 名完了しなかった為、12 月 11 日再発走を実施)、75 名の合格者を決定した。第 97 回生徒の一般試験については、1 月 29 日から 2 月 27 日の間に応募を募り、336 名(技能 223 名、適性 113 名)の応募者を受け付けた。

なお、第 96 回は、特別選抜試験の応募者はいなかった。

選手志望者の育成については、自転車競技愛好会を基礎とした自転車競技者層の拡大事業における活動を通じて、会員に対する実技等の指導を行う等選手志望層の拡大に努めた。

訓練については、登録を更新する選手を対象に、失格及び落車事故の防止並びにモラルの向上を主眼に、競輪事業における選手の果たすべき責任と役割、競技秩序の確立、競輪の公正安全の確保と選手に起因する事故の未然防止等についての教育指導を 436 名に対して行った。

また、選手の技術の向上を中心に事故の未然防止を目的とした「技能訓練」等、日本競輪選手会が自主的に実施する訓練に対し助成を行った。

(3) 事故防止と公正確保

16,029 レース中における失格事象(670 件)を中心に V T R に基づく検証を行うとともに、不適正競走(選手管理状況報告書の精査)について審査を行った結果、あっせん規制委員会においてあっせん停止を、またあっせんをしない処置委員会においてあっせんをしない処置を対象となる選手に対しそれぞれ講じた。

また、競輪開催時における不適正競走、競走外の非違行為等について、特に注意が必要と思われる選手に対し指導を行うとともに選手登録更新時における選手訓練等を通じて事故防止の徹底を図った。

11 表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手、顕著な記録を達成した選手等延べ 25 名の表彰を以下のように行った。また、開催執務員の表彰については、開催業務に従事した執務員の中から、表彰するに足ると認められた者 17 名の表彰を行った。

(1) 年間競走成績による表彰

平成 19 年の表彰選手の選考については、平成 20 年 1 月 18 日に開催された表彰選手選考委員会において、最優秀選手、優秀新人選手、特別敢闘選手等に該当

する者について諮問し、同委員会の答申に基づき、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は平成 20 年 2 月 6 日に三笠宮寛仁親王殿下ご臨席のもと、都内のホテルで行った。

賞名	選手名	都道府県
最優秀選手賞	小嶋 敬二	石 川
優秀選手賞	伏見 俊昭	福 島
	山崎 芳仁	福 島
優秀新人選手賞	北津留 翼	福 岡
特別敢闘選手賞	佐藤 友和	岩 手
国際賞	及川 裕奨	岩 手

(2) 通算成績による表彰

G 20 回連続出場選手

G の種類ごとに連続出場した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

選手名	都道府県	G 名称	表彰
小橋 正義	新 潟	全日本選抜競輪	平成20年 2 月 6 日

G 15 回連続出場選手

G の種類ごとに連続出場した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

選手名	都道府県	G 名称	表彰
戸邊 英雄	茨 城	オールスター競輪	平成20年 2 月 6 日
西川 親幸	熊 本	日本選手権競輪	
濱口 高彰	岐 阜	日本選手権競輪	
		高松宮記念杯競輪	
出口 眞浩	神奈川	オールスター競輪	
後閑 信一	東 京	高松宮記念杯競輪	
星島 太	岡 山	日本選手権競輪	
稲村 成浩	群 馬	日本選手権競輪	
		高松宮記念杯競輪	
横田 努	東 京	オールスター競輪	

ベスト・ナイン

オールスター競輪ファン投票において、上位 9 位までに選ばれた選手に対し、次のとおり表彰を行った。

順位	選手名	都道府県	得票数	表彰
1	小嶋 敬二	石 川	24,150	平成20年 2 月 6 日
2	武田 豊樹	茨 城	18,916	

3	神山雄一郎	栃 木	17,821	
4	村上 義弘	京 都	17,489	
5	山崎 芳仁	福 島	16,615	
6	渡邊 晴智	静 岡	10,972	
7	有坂 直樹	秋 田	10,924	
8	加藤 慎平	岐 阜	10,511	
9	佐藤 友和	岩 手	10,398	

500 勝選手

1 着の回数が 500 回に達した選手に対し、次のとおり表彰を行った。

選手名	都道府県	表彰
青木 啓晃	大 阪	平成19年12月29日 岸和田競輪場

12 自転車その他機械に関する事業の振興のための事業の補助

平成 19 年度の補助方針、審査基準等に従い、機械工業における構造改革の推進のための事業環境の整備、地域の機械工業と中小機械工業の事業展開の促進、機械工業における循環型経済社会の構築に向けた取組みの促進、機械工業における国際交流の推進の各事業に 145 件、114 億円の補助金の交付決定を行った。

事業別には、機械工業における構造改革の推進のための事業環境の整備について、先端的な技術開発を推進する事業、コンテンツやデザインを含む知的財産の創出、保護、流通・活用、事業化を推進する事業、製品・部品等の標準化、安全性の向上及び付加価値の向上を推進する事業、IT 社会への対応、事業活動の効率化を推進する事業、技術・技能の向上や継承、就業能力の向上等人材育成を推進する事業等に 56 件、83 億円、地域の機械工業と中小機械工業の事業展開の促進について、地域における産業振興や事業活動推進のための事業、中小機械工業の創業、新規事業展開、連携、経営革新を推進する事業、中小機械工業の地域の特性を活かした事業活動を推進するための公設工業試験研究所等における機械等設備拡充事業等に合計 55 件、11 億円、機械工業における循環型経済社会の構築に向けた取組みの促進について、省エネルギーの推進、新エネルギーの開発その他地球温暖化対策に資する事業、生産、流通等の実態に応じたリデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）への取組みを推進する事業等に 12 件、4 億円、機械工業における国際交流の推進について、業種別又は国・地域別の国際経済交流を推進する事業、貿易・投資の高度化及び円滑化を図る事業、海外市場の動向に関する情報収集及び対外広報を図る事業等に 22 件、16 億円の補助金の交付決定をそれぞれ行った。

平成 20 年度の機械工業振興補助事業について、140 件、114 億円の補助要望を受

理し、審査を行った。

また、平成 18 年度等を実施された補助事業のうち、事業完了の報告があった補助事業に対する調査を行い、補助金の額を確定したほか、必要な監査を適時実施した。

13 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業の補助

平成 19 年度の補助方針、審査基準等に従い、体育、医療・公衆衛生、文教・環境等公益の増進、社会福祉の増進、非常災害の援護並びに地域振興に関する各事業に 481 件、94 億円の補助金の交付決定を行った。

事業別では、公益の増進について、自転車のスポーツ施設の整備事業、自転車のスポーツの啓発普及又はイベントの振興のための事業、子どものための自転車競技大会の開催又は普及事業、生活習慣病（メタボリックシンドローム等）の一次予防としての肥満対策に係る事業、親と子の世代間交流事業、地域の文化・あそび等の体験学習による子どもの健全育成事業、引きこもりに関する相談又は相談員の育成・研修事業、犯罪等被害に関する相談又は相談員の育成・研修事業、犯罪被害者等の一時保護施設の整備事業、更生保護に係る事業及び更生保護施設の整備事業、児童の事故防止及び犯罪被害の防止に関する調査研究又は啓発普及事業、地域公益バスの整備事業、公益の増進に係る事業で競輪の理解増進にも資する事業等に 145 件、63 億円、社会福祉の増進について、児童虐待防止に資する施設の整備事業、児童虐待の早期発見、早期対応に関する調査研究又は啓発普及事業、地域住民が主体となって行うサポート事業、高齢者の健やかな地域生活のための施設の整備事業、高齢者の虐待の早期発見、早期対応及び高齢者の権利擁護に関する調査研究又は啓発普及事業、障害者の地域活動のための施設の整備事業、身体障害者補助犬の普及のための施設の整備事業、身体障害者補助犬の普及のための調査研究又は啓発普及事業、自殺の予防に関する調査研究又は啓発普及事業、及び社会福祉増進に係る事業で競輪の理解増進にも資する事業等に 311 件、21 億円の交付決定をそれぞれ行った。

また、非常災害の援護事業について、緊急セットの整備として 1 件、2 億 7 千万円、まちづくり、まち興し等を目的とする公共性の極めて高い、地域振興に資する事業について、市民参加型サイクリングイベント開催等に 11 件、8 千 8 百万円の補助金の交付決定をそれぞれ行った。

平成 20 年度の公益事業振興補助事業について、566 件、98 億円の補助要望を受理し、審査を行った。

また、平成 18 年度等を実施された補助事業のうち、事業完了の報告があった補助事業に対する調査を行い、補助金の額を確定したほか、必要な監査を適時実施した。

14 補助事業内容の公表及び評価の実施

(1) 補助事業に関する情報公開

本財団の補助事業ホームページにおいて、補助事業計画一覧表及び補助事業の概要や事業成果を公開した。

(2) 機械振興補助事業審査・評価委員会

平成 17 年度の補助事業の評価並びに平成 20 年度の補助方針の策定及び補助事業の採択について、審議を行った。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

平成 20 年度の補助方針の策定及び補助事業の採択並びに平成 18 年度の補助事業の評価について、審議を行った。

15 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究等

国内の自転車競技の普及、シドニー・北京・ロサンゼルス・コペンハーゲンで開催されたワールドカップやマンチェスターで開催された 2008 年トラック世界自転車競技選手権大会等国際的な自転車競技大会の参加に協力した。

16 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) 本財団の公示及び競輪関係の重要事項を周知徹底するため、「日振会報」を発行し、広く関係者への配布を行った。

ファン向け月刊誌として、「月刊競輪」を発行し、定期購読者への販売及びマスコミ関係者等への配布を行った。特に G P、G 、G 等のビッグレース開催時は特集を掲載し、一層の情報提供の充実に努めた。

また、広く一般向けとして季刊誌「ぺだる」を創刊し競輪のイメージアップ、競輪のスポーツ性や魅力などについて理解を求めるように努めた

(2) 北京五輪を目指す自転車競技トラックナショナルチームの奮闘を描いた特別番組「打鐘！北京への道」を 12 月に放映した。併せて、各種競技のトップアスリートや自転車ナショナルチームの情報提供を目的とした、スポーツドキュメンタリー番組（「The Moments 北京へと続く瞬間」）の放映を行った。また、競輪のスポーツ性や魅力について社会に広く啓発するため、ラジオ（「中野浩一のフリートーク」）、雑誌（「週刊文春連載コラム」）等、マスメディアへ積極的に各種情報の提供を行うとともに、ホームページを通じて、一般ファンに対し各種情報の提供を行った。

(3) 国内のインターネット普及を鑑み、大手検索サイト「Yahoo! JAPAN」に競輪コーナーを設け広く一般に競輪の魅力を P R し、新規ファン開拓の一環とした。また、新規ファンとりわけ若年層の参入を促すため、競輪界の公式ホームページ

「KEIRIN.JP」を関係団体と協力して推進した。

- (4) 競輪が健全で魅力あるレジャーであること及び競輪売上金が自転車等機械工業の振興や社会福祉等公益の増進に幅広く寄与していることについて、国民の理解と認識を深めるため、昨年度に引き続き、競輪の補助事業を「Ring! Ring! プロジェクト」と題し、競輪の社会貢献を全国ネット番組でのテレビCF、新聞各紙、雑誌広告等を通じて周知した。また、本財団補助事業ホームページにおいても、各種事業内容等を「Ring! Ring!」のデザインを用い、PRを行った。また、CS放送朝日ニュースター「よみがえれニッポン」のなかのコーナーにて補助事業先の紹介をした。(1/19、2/16、3/15放送)
- (5) アスリートとしての競輪選手の魅力を広くPRするため、アテネ五輪銀メダリストの長塚智広選手や1月にデビューした西谷岳文選手などを積極的に起用し、競輪のイメージアップを図った。

主な、競輪選手のテレビ出演等

長塚智広	10/21(日)フジテレビ Vメシ!	11:45~11:50
	12/1(土)NHK・BS-2 日めくりタイムパル昭和53年	20:00~23:00
	東工取先物市場振興協会 WEB サイト ザ・インタビュー	
西谷岳文	1/8(火)朝日放送 NEWS ゆう	18:17~18:55
	1/14(月)TBS系列全国ネット ニュース23	22:54~23:00
	1/17(木)フジテレビ すぽると!	23:55~24:35
	1/24(木)フジテレビ すぽると!	23:55~24:35
	2/2(土)BS日テレ スポマガ	22:00~22:54
高橋健太	12/2(日)フジテレビ ジャック SPORTS	19:58~20:54
鈴木宏幸	2/23(土)NHK教育 一期一会 キミにききたい!	22:25~22:55

- (6) 平成14年度より広報部に開設しているお客様相談コーナーにおいて、電話、来会等による競輪に対する問合せ、苦情等への対応窓口の一元化を図っているところであるが、平成18年度からは、経済産業省及び競輪関係団体で定期的(隔月)に会議を設け、経済産業省及び各関係団体、「KEIRIN.JP」に寄せられた意見、質問や要望のうち、お客様全般が一般的に抱くと思われる質問等に対しては「KEIRIN.JP」上の「お客様からのQ&A」コーナーに掲載することによりお客様全般に周知する他、関係団体で情報を共有するとともに、要望等への対応を図った。

なお、問合せ件数は958件(電話、メール等)であった。

- (7) 平成20年1月より、新たに12R制が制定され、S級S班が創設に伴い、新制度周知のためのPRとしてポスター・リーフレットを作成・配布、スポーツ紙に

においては広告掲載（制度周知広告を 12/25、S 級 S 班選手紹介の広告を 1 / 1 に掲載）を行った。また、経済産業省ロビーと本財団ロビーにて展示を行った。あわせて本財団ロビーにて記者会見を行った。

- (8) 各マスコミの有識者を川崎（11/18 F）・向日町（11/28 F）・花月園（12/21 F）・静岡（3 / 23 日本選手権・G）に招待し、競輪への理解を深めてもらうため、レース観戦等を行った。
- (9) 平成 20 年 4 月より平塚・立川競輪で重勝式車券が発売されることに伴い、公営競技界初となる試みであることから、競輪界における重勝式車券の統一呼称「Dokanto（ドカント）」を制定するとともに、「Yahoo!」トップページに広告を出稿し、認知向上、機運醸成を図った。
- (10) 競輪界のビッグレースである特別競輪等については、全国的な広報宣伝を実施することから、開催施行者及び全国競輪施行者協議会等と連携し、広報宣伝を実施した。

また、統一的な広報宣伝計画に基づき実施し、その効果・効率を高める必要があることから、特別競輪等運営委員会幹事会の下に特別競輪等開催施行者等連絡会議を設置し、平成 20 年度特別競輪等広報宣伝事業計画を策定した。

- (11) 「2008 年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪」の統一ポスターを制作し広く PR した。またポスターのデザインを用いた開催告知入りの広告を各スポーツ紙、一般紙に掲載した。

17 交付金の受入

自転車競技法第 16 条に基づき、次のとおり競輪施行者からの交付金の受入れを行った。

項 目	交付金額	対売上比
交付金総額	13,726,030,393円	3.22%
うち第16条第1項第1号の交付金	6,570,984,727円	1.54%
第16条第1項第2号の交付金	5,966,105,542円	1.40%
第16条第1項第3号の交付金	1,188,940,124円	0.28%

なお、当該期間中の競輪開催回数（平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に最終日が開催された競輪の回数）は 298 回であり、うち第 16 条第 1 項第 1 号の交付金が納付されなかった開催が 96 回（開催総数の 32.2%）、第 2 号の交付金が納付されなかった開催が 73 回（開催総数の 24.5%）であった。

18 その他必要な業務

- (1) 競輪場施設、環境の整備・改善
各経済産業局が定期的実施する競輪場等施設調査に協力するとともに、競輪

場等施設の改善計画について助言等を行った。

(2) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

(3) 場外車券売場の設置の推進

場外車券売場の設置推進に関する調査・協力を行った。